

住宅市街地総合整備事業(社会資本整備総合交付金事業)

「住宅市街地総合整備事業」は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を行う場合、所定の要件を満たすものについて、国の支援を受けることができる事業です。

○住宅市街地総合整備事業

密集住宅市街地整備型

※江之元地区については、当該「密集型」

密集住宅市街地整備に関連して行われる事業

【地区要件】

- ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上であること（重点供給地域にあつては25戸以上）
- ・住宅戸数密度の区分に応じた、地区内の住宅戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合以上であること
(ex. 30戸/ha以上 40戸/ha以上の場合、換算老朽住宅戸数の割合：7割)

街なか居住再生型

中心市街地における街なかの住宅再整備に関連して行われる事業

【地区要件】

- ・中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地であること
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備が見込まれること
- ・重点整備地区の面積が概ね30ha以下であること

拠点開発型

拠点的な住宅開発を中心とした整備に関連して行われる事業

【地区要件】

- [1] 次のいずれかの地域内に存すること
 - ・県庁所在都市又は通勤圏人口25万以上の都市の通勤圏
 - ・市街地総合再生計画の区域 等
- [2] 原則として、重点整備地区内に概ね1ha以上、かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点開発等

| | | | |
|---|--------------------------------|--|--|
|  | (事業着手前) 放置された空き家 |  | (整備例) 市道江之元新開線 |
|  | (事業着手前) 接道のない敷地 |  | (整備例) 江之元第1 コミュニティ住宅 |
|  | (事業着手前) 建築基準法上の 道路ではない里道 |  | (整備例) 市道江之元東西線 整備に合わせて建 替えられた住宅 |